

令和5年第1回七戸町議会定例会
会議録（第2号）

令和5年3月3日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 佐々木寿夫君 外4名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	呷清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	仁和圭昭君	支所長	氣田雅之君
			（兼庶務課長）
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
税務課長	西野勝夫君	町民課長	高田博範君
介護高齢課長	三上義也君	保健福祉課長	井上健君
こどもみらい課長	佐々木和博君	会計管理者	高田美由紀君
			（兼会計課長）
農林課長	原子保幸君	建設課長	鳥谷部勉君
商工観光課長	附田良亮君	上下水道課長	町屋淳一君

教 育 長	附 田 道 大 君	学 務 課 長	鳥谷部 慎一郎 君
生涯学習課長	田 中 健 一 君	世界遺産対策室長	相 馬 和 徳 君
(兼中央公民館・南公民館・中央図書館長)			
農業委員会会長	天 間 俊 一 君	農業委員会事務局長	田 村 教 男 君
代表監査委員	吉 川 正 純 君	監査委員事務局長	澤 山 晶 男 君
選挙管理委員会委員長	新 舘 文 夫 君	選挙管理委員会事務局長	仁 和 圭 昭 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 山 晶 男 君	事 務 局 次 長	鳥谷部 伸 一 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議を傍聴した者（9名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨		
1	佐々木 寿夫君 (一問一答式)	1. 町営住宅について	(1) 入居する場合の保証人は必要か。保証人の取扱いについて、国土交通省の方針はどうなっているか。		
			(2) エアコンは全戸に設置されているか。		
		2. 国民健康保険均等割について	(1) 国保制度において、子どもの均等割額を軽減する措置がとられているが、対象とならない6歳から18歳までの子どもは何人いるか。		
			(2) 町独自の取組として、18歳までの子どもを対象とした減免制度を設ける考えはないか。		
		3. ひとり暮らしの高齢者対策について	(1) ひとり暮らしの高齢者は何人ぐらいいるか。		
			(2) ひとり暮らしの高齢者の社会的孤立がもたらす課題とその件数は。		
			(3) これらの課題に対して、町はどのような対策をとっているか。		
			(4) 支援を必要とする人が、もれなくカバーされる対策をどのようにしているか。		
		2	山本 泰二君 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイルス5類への移行について	(1) 5類移行に対するリスクをどうとらえているか。
					(2) 学校での扱いはどうするか。
(3) 発症者の受け入れ体制は。					
(4) ワクチン接種はどうか。					
(5) 感染防止はどのように進めるか。					
2. 人権擁護の状況について	(1) 学校における人権教育の状況は。				
	(2) 保育園、障がい者施設、高齢者施設、企業などでの人権に関する取組を把握しているか。				
	(3) 施設利用者、従業員などの人権問題に対する救済窓口を設けているか。				

2	山本 泰二君 (一問一答式)	2. 人権擁護 の状況について	(4) イベント、広報などを用いて人権啓発活動を行う考えはないか。
		3. 物価高騰 支援について	(1) これまでに行ってきた、あるいは今後行う物価高騰対策は。
			(2) 新学期で必要とする物品購入の補助は。
			(3) 町営施設(ゆうずらんど、プール、スキー場等)の子どもの使用料減免、コミュニティバスの運賃減免をする考えはないか。
			(4) 公民館、分館等を整備し、日中に時間が過ごせるようにする考えはないか。
3	向中野 幸八君 (一問一答式)	1. 令和4年 度町営スキー 場について	(1) 日々の積雪量によって左右されると思うが、今期のゲレンデ利用状況等は。
			(2) 来季、あるいは今後に向けての設備等の不具合や課題はなかったのか。
		2. ホワイト バトルについて	(1) 4年間中止が続いている状況にあるが、運営委員会等で今後の開催の有無や大会運営についてどのように考えているか。
4	盛田 恵津子君 (一問一答式)	1. 高齢者支 援について	(1) 補聴器の補助金助成について。
			(2) 高齢者の生活の質の向上の取組について。
		2. 町民の地 方自治に対す る意識改革に ついて	(1) 当町の職員、各委員の男性、女性の割合は。
			(2) 意識改革に対する取組について。
(3) 男女平等を推進する教育、学習の取組について。			
5	疍 清悦君 (一問一答式)	1. 農業振興 について	(1) 平成30年4月1日に主要農作物種子法(種子法)が廃止された。このことで、各都道府県に種子法と同じ内容の条例を制定し、それらを安定的に継続しようとする動きが全国に広がったが、本県はまだ制定されていない。この件に関してどのように考えているか。

5	市 清悦君 (一問一答式)	1. 農業振興 について	(2) 令和3年4月1日に種苗法が改正され、 農業者は育成権者の許諾なしには種苗を自 家増殖することができなくなった。町特産 の長芋やにんにくの生産にも影響が及ぶと 思われる。種苗法改正とその対応について どのように考えているか。
			(3) 肥料が高騰している状況下で、菌を活用 した無農薬・無肥料栽培が注目されてい る。また、学校給食に有機農産物を取り入 れる自治体も増えている。有機農業を推進 する良い機会だと思うがどのように考えて いるか。
		2. 高齢者の 入浴サービ について	(1) 両地区の入浴施設の年間の維持管理費と 利用状況、及び、利用者の満足度や要望等 は。
			(2) 老朽化により両施設が使用困難になった 際の、高齢者の入浴サービスの在り方に 関してどのように考えているか。
		3. 空き家対 策について	(1) 空き家及び危険家屋の増加が全国的な問 題となっている。空き家対策は、所有者が 健在なうちに、財産の処分について本人が 決めておくことができるように支援するこ とも必要だと思うが、どのように考える か。

- 議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。
したがって、令和5年第1回七戸町議会定例会は成立しました。
本日の議事日程は、お手元に配付しております。
これより、3月2日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 一般質問

- 議長（瀬川左一君） 日程第1 一般質問を行います。
質問は、通告順に行います。
通告第1号、10番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。
佐々木寿夫君の発言を許します。
- 10番（佐々木寿夫君） 私は、今議会でまず第一に、入居しやすい、住みよい町営住宅について質問します。
低額所得者や身寄りのない高齢者などにとって割安な家賃で入所できる町営住宅は、住まいのセーフティーネットの最後のとりでとも言えるものです。しかし、保証人確保が壁となって、住宅弱者が入居できない事例が出てきています。
また、近年、夏の暑さが大変厳しくなってきました。地球温暖化の影響もあるのではないとも言われています。一般家庭でもエアコンの設置が増えてきています。私は町営住宅のエアコン設置についても質問します。
第2は、子育て支援の観点から、国民健康保険加入世帯の子育てに係る経済負担の軽減を図るため、高校3年までの児童生徒の国保の均等割を減免する必要があるのではないかと考え、国保の均等割の減免について質問します。
第3は、我が町では高齢化率は約40%となり、少子化等の影響から人口減少となり、さらに高齢化率が進みます。独り暮らしの高齢者が増えてきているので、その対策についても質問します。
以上で、壇上からの質問とさせていただきます。
それでは、質問者席から質問します。
町営住宅は、生活が金銭的に厳しい方や身寄りのない高齢者にとって、大変必要な住宅です。保証人の確保が難しい高齢者らの町営住宅入居は厳しくなっています。保証人を確保できないため、町営住宅への入所ができなかったりしたら大変です。
公営住宅では、入居後に家賃滞納などの問題が請じた場合に備え、ほとんどの自治体が入居条件として保証人の確保を希望者に義務づけてきました。国交省は18年3月、都道府県と政令指定都市に保証人確保を条件から外すよう促す通知を出しています。北海道や京都など、廃止条例を提出しています。

そこで質問します。

我が町では入居する場合の保証人は必要か。保証人について、国交省の方針はどうなっているか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

国土交通省の方針では、入居に際しての保証人の取扱いは事業主体の判断に委ねるということになっております。しかし、近年、身寄りのない単身高齢者等の増加によって保証人の確保が困難となっていることから、平成30年3月に住宅困窮者に対して特段の配慮を行うよう通知が来ております。

町では、本通知を受けて令和2年度に条例を一部改正し、保証人の人数を二人から一人、そして3親等以内の親族であれば県外居住者でも認める旨、入居の要件を緩和しております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） この保証人については自治体に任せると、事業主体に任せるという通知が出されていて、我が町では令和2年からそれまでは二人の保証人でしたが、一人にすると、こういうことで保証人の確保が難しい高齢者らの町営住宅の入居は少しは緩和されたのですが、保証人をなくする自治体も出てきていることから、我が町でも保証人の問題は考えてもよいのではないかと考えています。

次に、エアコンの問題です。

近年の夏の暑さというのは、各世帯においても大変な厳しいものがあり、エアコンを設置している世帯も増えてきています。ところで、町営住宅のエアコンの設置の状況ですが、エアコンは町営住宅では全戸に設置されていますか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

エアコンについては全戸に設置しておりません。入居戸数217戸のうち設置戸数は63戸で、設置率は29%となっております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 29%が設置ということは、71%がエアコンがついていないわけですが、この夏の暑さの厳しさから、エアコンの設置というのは考える必要があるのではないかと考えています。町ではエアコンを町営住宅に設置する考えはないか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

上北管内の公営住宅においては、エアコンを設置している自治体はございません。町でもエアコンの設置については現在は考えておりません。

ただし、入居者がエアコン設置を希望する場合、町営住宅模様替え承認申請書を提出していただき、入居者御自身で設置していただいております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） エアコンを町営住宅に設置する考えはないが、入居者が自分の負担で設置するならそれは認めるということですが、町営住宅に入居する方々の経済状況などから考えると、エアコンの設置というのは町で考えるべきではないかと思っています。

次に移ります。国保の均等割についてです。

国民健康保険の子供の数に応じてかかる均等割、これについて、子供の人数が増えれば増えるほど均等割がかかって高くなるわけです。税金のかけ方としては、本当に所得割など考える、そういう税金ではなくても人にかける税金ですので、非常にこれは子供の数が増えると国保が増えるということで、保険料が増えるということで、この問題が前から指摘されています。独自に減免する自治体も増えています。新型コロナウイルスの影響を受けたなど生活が厳しくなっているので、自治体によっては国保独自に均等割を減免する、そういう自治体が増えています。

そこで、我が県でも6歳までの子供の均等割が軽減されていますが、ここで質問に移りますが、国保制度において子供の均等割額を軽減する措置が取られているが、その対象とならない6歳から18歳までの子供は何人いますか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

令和4年度国民健康保険保険税の7月、本算定時に加入している世帯数は2,417世帯と、被保険者数は3,497人であります。そのうち令和4年4月1日より健康保険法等の一部改正に伴い、均等割額を5割軽減する制度対象の未就学児は36人、制度対象外の18歳までは143人あります。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 二つ目の質問に移ります。

この143人についてなのですが、町独自の取組として18歳までの子供を対象とした減免措置制度を設ける考えはないか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

病院などで診療を受けたときにかかった医療費のうち、自己負担分を差し引いた残りの費用を国民健康保険が負担することになります。このとき国民健康保険が負担する医療費の財源は、国民健康保険税になります。現在、人口減少と後期高齢者医療制度への移行に伴い、被保険者数が減少しており、18歳までの子供の均等割を町独自で減免した場合、財源確保のため均等割額等の税率を上げざるを得なくなる。国民健康保険税を子育て世帯以外の被保険者に求めることになることから、負担の公平性が損なわれる懸

念があります。このことによって、国民健康保険制度の状況を踏まえ、町独自の減免制度は考えておりません。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 子供の減免制度を設けると、その負担が他の世帯に及ぶということで減免制度を考えていないと言いますが、これは町独自で財政支援を考えるとできるわけで、他の世帯に負担を及ぼさなくても町独自で財源を出せばできるわけで、それはこれからも考えていただきたいと思っています。

次、独り暮らしの高齢者対策についてです。

我が国では核家族化や高齢化が進み、高齢者が単身で暮らす割合が増えています。そのため、高齢者の近所付き合いが少なくなったり、高齢者の孤立化などから様々な問題が生じています。生活意欲の低下や消費者トラブル、孤独死、認知症の進行などです。

そこで質問に移ります。七戸町で独り暮らしの高齢者は何人いるか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町では、独り暮らし及び見守りの必要な高齢者が同居する世帯を対象とした「高齢者ひとり暮らし台帳」を整備いたしております。令和4年3月末現在での台帳登録者は801名あります。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 801名の独り暮らしの高齢者がいて、台帳に登録されているということで、これは決して少ない人数です。

次の質問に移ります。

独り暮らしの高齢者の社会的孤立がもたらす課題と、その件数はどれぐらいですか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

独り暮らし高齢者の社会的孤立は生きがいの低下、それから孤独死へとつながります。誰にも看取られることなく死亡する孤独死の全数は把握しておりませんが、地域包括支援センターが関わりを持った高齢者の中で、令和3年度中に孤独死された方は残念ながら2名おりました。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 我が町でも令和3年で2名の孤独死が発見されていると、こういうことで、大変大きな問題だと思っています。

次の質問に移ります。

これらの課題に対して、町はどのような対策をとっていますか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

独り暮らし高齢者等の情報、これを把握した上で、見守り等の必要な高齢者に対し、

民生児童委員と連携しながら見守りの体制を構築しております。また、見守り続ける中、関係機関から情報提供のあった気になる高齢者につきましては、地域包括支援センターの職員が自宅を訪問し、適切なサービスが利用できるよう支援をしております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 民生児童委員や包括支援センターの方々が見守りをしているということですが、次の質問に移ります。

こういう支援を必要とする人がもれなくカバーされる対策をどのようにしているか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

独り暮らし高齢者等の対策については、高齢者見守りネットワーク推進会議の開催、これを通じて警察や消防、医療機関、それから見守り協定事業所と連携をし、その高齢者の見守りの体制、これを構築しております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 独り暮らしの高齢者が増えていくことから、町としての体制をしっかりと整えていく、そういうことも大事だと思うので質問いたしました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（瀬川左一君） これをもって、10番佐々木寿夫君の質問を終わります。

次に、通告第2号、2番山本泰二君は、一問一答方式による一般質問です。

山本泰二君の発言を許します。

○2番（山本泰二君） おはようございます。

昨年2月24日、ロシアがウクライナへの侵攻を開始しました。プーチン一人の身勝手な振る舞いにより多くの人々が家を失い、家族を失い、未来への希望を失い、その命さえ奪われました。この許しがたい暴挙に対し、国際社会はこれを止めることができずにあります。この侵略戦争はウクライナの人々の暮らしをどん底に引きずり落とすだけでなく、世界中の人々の生活に大きな影響を与えています。世界の秩序はこれまでと大きく変わり、不安定な状況はいつ終わるともできません。

日本はかねてよりエネルギー需給や食料自給率について、国際的に課題を抱えてきています。もとより、エネルギー資源に乏しい国です。原油、天然ガスの供給が絶たれるようなことがあれば、国家は機能しなくなります。また、食糧自給率は長らく40%前後となっています。小麦、大豆などは輸入に頼らざるを得ず、輸入しなくていいのは米だけであります。エネルギーと同様、供給遮断への不安は顕在化しています。

ロシアへのウクライナの侵略戦争を受けて、国際社会はウクライナ支援としてロシアへの経済制裁を強めました。ロシアからの原油や天然ガスの購入を中止したり、ロシアは対抗措置として天然ガスの供給を停止したり、共同開発を中断したりしています。このことは代替エネルギーへの需要を高め、物流コストの上昇、工場や農業設備稼働コストの上昇を招き、全ての物価の高騰につながっています。原材料費やエネルギー確保の

高騰により、一般庶民の暮らしにも大きな影響が出ています。消費者物価指数は連続して上昇し、電気代、ガス代、灯油代も軒並み上昇しています。小麦はロシアやウクライナからの輸出が滞り、関連食品の高騰やひいては食料を必要としている途上国の人命にも関わる食糧不足を招いています。現在ようやく落ち着きを取り戻しつつあるかに見えるコロナウイルス化の一方、円高、鳥インフルエンザ、豪雪など、こういったことで日本経済の立ち直りにさらなる障壁となっています。

今回の一般質問では、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した物価高騰の対策と、5月に5類に分類が見直される新型コロナウイルスへの対応について質問します。また、最近全国各地で子供や障害者、高齢者に対する人権侵害が問題化しています。このことに関して、町の人権への対応について質問します。

これより質問者席にて質問を続けます。

それでは、質問を続けます。

2019年12月に正体不明の感染症として感染拡大が始まった新型コロナウイルスは、2月7日までに世界全体では6億7,000万人が感染し、685万人が亡くなりました。また、日本国内では3,280万人が感染し、およそ7万人が亡くなり、青森県では27万5,000人が感染し、629人が亡くなりました。七戸町でも一時期感染が拡大し、感染により亡くなった人の話も聞いています。

しかし、国のワクチン接種政策が比較的早く行き届き、町民の多くが複数回のワクチンを接種し、感染者の減少、感染時の症状の軽減などに効果があったと考えられます。

今後、国は新型コロナウイルスの感染症を法上の扱いを5類に引き下げることを決定しました。これは季節性インフルエンザと同じ分類となり、外出自粛や行動宣言、医療機関への受診などの対応がこれまでと異なってきます。今後、町は新型コロナウイルスにどのように対応していくか問います。

まず、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されることに伴い、様々な規制が緩和されます。既に声を上げてのスポーツ観戦、多人数でのイベントの実施等ができるようになりました。今後さらに規制が緩和され、人の流れも大きくなっていきます。その場合に、どのような問題が発生すると想定しているか。5類移行に対するリスクをどう捉えているかお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

5月8日から5類に移行することにより、これまで行われてきた法律に基づく入院勧告、それから患者や濃厚接触者に対する外出の自粛などの行動制限、これができなくなることから、感染拡大のリスクが懸念されます。また、医療費については、5類では原則医療費の一部は自己負担になることから受診控えが起きることが予想され、重症化や感染拡大のリスクが懸念されます。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） それでは質問を続けます。

5類への移行に伴い、国としてもマスク着用の基準を緩和させることとしています。児童生徒の中には、マスクをしたままで校歌を歌わない入学式、卒業式を経験した人もいます。また、会話はできるだけ避け、給食も黙食をするように指導されました。マスクをし、都度手指消毒をすることが当たり前の生活を3年間続けてまいりました。今後、学校での対応はどのようになるかお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） おはようございます。

山本議員の御質問にお答えします。

本年2月10日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部においては、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、学校教育活動の実施に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とする等とされており、これを踏まえ、今後示される予定の文部科学省及び青森県教育委員会の基本的な方針や、留意事項等に準じた対応としたいと考えております。

また、新型コロナウイルスが5類へ分類されることにより、季節性インフルエンザと同様の対応になることが予想されますが、学校教育活動においては、コロナ禍以前の学校生活に近づけるよう学校教職員や学校医等の関係機関と連携し、児童生徒の発育・発達の妨げにならないように配慮しながら、進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） それでは、続けて質問します。

新型コロナウイルスが5類に移行されることに伴い、これまで特定の医療機関の発熱外来での検査・診療が一般病院での検査・診療に拡大されます。その対応は病院ごとになると思われますが、発症者の受入体制はどのようになりますか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

5類への移行になりますと、現行法上は季節性インフルエンザと同じく全ての医療機関で発症者の受診や入院が可能となります。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 次に、ワクチン接種についてです。

ワクチン接種は、直接的には発症を予防するものですが、現在ではワクチン接種者も感染することが確認されています。しかし、ワクチン接種により重症化を防ぐことができているということも確かめられています。

一方で、ワクチンはなるべく打ちたくないと考える方もいます。重症化を防ぐという意味では、特に高齢者や基礎疾患を持つ方にはワクチン接種を進めたほうが良いと考えます。また、ワクチン接種が有料化になると、接種敬遠する人も多くなると思われます。今後、町ではワクチン接種をどのように進めていくかお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

5類に移行することで、新型コロナワクチン接種は季節性インフルエンザと同じ任意接種となりますが、新型コロナウイルスは季節性ではないことから、国から接種スケジュールが示された際は迅速に周知するとともに、接種の体制の確保に努めたいというように考えております。

また、国の方針では、無料接種となる特例臨時接種として1年程度の延長となり、高齢者などの重症化リスクの高い方の接種は努力義務になる見込みですが、町では任意接種となる65歳未満の方にも接種券を発送し、接種率を高めることにより感染の予防、重症化予防に努めたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 次の質問です。

扱いが5類に変わったからといって、ウイルスそのものが変わるわけではありません。当面は感染やウイルス変異の状況を見ながら対応していくことになると思われま

す。
今後、町としてはいつまで現在のような感染防止対策をとっていくのか、あるいはどのように今後対応していくのかお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

5類に移行しても、新型コロナウイルスの感染力や病原性が変わるわけではありません。感染の拡大が見られた際は、これまでどおり防災行政無線やホームページ等で注意喚起を行ってまいります。

また、町民の皆さんには、引き続き、場面に応じた適切なマスクの着脱、それから手指消毒、換気などの基本的な対策や体温等のセルフチェックをお願いをし、感染防止対策に取り組んでまいります。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） これまでもオミクロン前のときにはかなり感染者が減って、もう大丈夫かなと思った矢先にオミクロンでまた感染拡大したということもあって、まだまだ下火になったとはいえ、安心できる状況ではないかもしれないので注意深く様子を見守りながら、対応をとっていただきたいと思います。

次に、町の人権擁護の状況についてお聞きします。

ダイバーシティ、多様性、これを尊重するという事は、今や世界的な風潮です。日本も近年、これまでになく多様性が意識されるようになってきました。まだ十分とは言えませんが、ダイバーシティに配慮した制度などの報道がされる機会も多くなっています。

ところが一方で、先日も総理秘書官による差別発言があり、全ての国民が多様性を受

け入れているとは言えない状況にあります。また、全国的に保育園や障害者施設、高齢者施設などでの虐待行為が報道されています。全ての人が持っている普通に暮らす、生活する権利をどのような形で奪う権利は誰にもありません。虐待や差別的な行動が起こるのは、きちんとした教育を受けていないからだと思います。人の多様性を重んずることができずに、自分の権利を語ることはできないと思います。町民の人権に対する意識はどの程度醸成されているかをお聞きします。

まず、学校における人権教育ということで、人権に対する理解は、自分を大切にすることから始まります。自分が大切であることと同様、自分自身以外の人のことも大切であるということをきちんと教えてもらう必要があります。これまでの慣習、周りの人の行動、様々な報道など、人の心を傷つけるような言動は意外と多いと思います。今までこうだったから、こうしてきたからと、特に子供や高齢者、従業員など立場の弱い者が傷つくことが少なくありません。このようなことは、子供の頃からきちんと教育しておくことが必要であると思います。七戸町の学校においては、人権教育はどのようになされてきているかお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

学校においては、人権擁護委員による人権教室を開催し、人権に関する講話や紙芝居の鑑賞、及び作文の作成などにより、人権擁護についての意識を高める授業を行っています。

また、道徳の授業や特別活動及び総合的な学習の時間では、自分自身の大切さとともに、他の人を認めることの大切さ、相手を思いやる心、他者と共感すること、コミュニケーション力の育成などに取り組むなど教育活動全体を通じ、人権擁護の理解へつながるよう取り組んでおります。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 様々な取組をしてきているのですが、最近の報道でも、高校生が学校に忍び込んで人を傷つけるというような報道もあつたりしています。こういった教育をきちんとし、そういうことがないようになればなと思います。

次です。

学校以外では、各種施設においても人権意識の向上が望まれます。先日のとおり、国内での最近の人権侵害の事例は、このような意識の欠如が原因と考えられます。

また、これの行動がこれまでは見逃されてきましたが、人権意識の高まりとともに侵害行為が露見してきたとみることができます。人権や虐待防止に関する研修会もあります。町は保育園、障害者施設、高齢者施設や企業などでどのように人権に対する取組をしているか、また、把握しているかお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

全国の法務局、地方法務局で企業等からの要望に応じ、無料で講師を派遣し人権研修を実施したり、人権啓発冊子や動画を配付、貸し出ししていることは把握しておりますが、町内の施設や事業所などがどのような指針に基づき、人権遵守に取り組んでいるかは把握いたしておりません。

最近、全国的に保育園や障害者施設、高齢者施設等での虐待行為が起きている現状でありますので、町内での発生を未然に防ぐために、七戸町人権擁護委員の皆さんにも御協力いただき、人権啓発活動に努めてまいります。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） そういった施設での施設の職員や企業の雇用主への人権教育も必要です。

一方で、施設利用者や従業員への人権の問題に対する理解の促進も必要です。場合によっては、人権の侵害を受けていること、それに気がつかないということもあります。そういう意味で啓発が必要です。ですがまずは問題発生時の救済の窓口が必要であると思います。施設利用者、従業員などの人権問題に対する救済窓口を設けているかお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町では月1回、本庁舎、七戸庁舎において、「七戸町人権擁護委員による相談会」、これを実施いたしております。また、法務局では常設相談所を設けており、「みんなの人権110番」、「子どもの人権110番」、「女性の人権ホットライン」などいわゆる専用相談電話のほか、インターネットによる人権相談や外国人のための人権相談所も開設していますので、これらの窓口も今後周知していきたいと考えています。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 町独自で救済窓口ということはあまりないとは思いますが、こういった啓発が必要であると思います。そういう意味で、次の質問です。

人権を遵守すべき側、人権が守られるべき側、双方ともに人権について知る機会が必要です。どちらにとってもどのようなことが人権の侵害に当たるのか知らなければなりません。これは施設や企業といった集団でのことばかりではなく、個人・一般についても必要なことであり、広く啓発をしていかなければならないと思います。町ではイベント、広報などを用いて人権啓発活動を行う考えはないかお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

現在は七戸町人権擁護委員による小学生への人権教室や町イベントでの人権啓発活動が行われております。

今後、町主催のイベント、広報やSNSを活用した啓発活動については、他市町村の事例や七戸町人権擁護委員と協議しながら決めたいと思っています。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） それでは、次の物価高騰支援についてお伺いします。

昨年のロシアのウクライナ侵略戦争開始以降、世界の様々な物資の需給状況が一変しました。石油、石炭、ガスなどのエネルギー資源の多くを外部から得ている日本では、エネルギー価格の高騰はそのままあらゆる産業の経費の上昇につながります。運輸、製造、農林水産、小売り、サービス業等、どの業種にとっても影響が大きいとなっています。

また、一般家庭においても、エネルギー価格上昇に伴う生活物品の値上げ、直接の電気代値上げ、ガソリン・灯油の高止まりなど、生活に直結した値上がりラッシュが続いています。子育て世代にも値上げの影響は大きくなっています。

一方で、収入は大きく変わることはなく、大手企業の賃上げ期待はあるものの、中小企業や個人営業の商店や農家など、経営は厳しさを増しています。

先日発表された1月の消費者物価指数は昨年1月比の4.1%上昇となり、41年ぶりの高い水準となっています。また、東北電力4月の電気の規制料金の値上げも発表され、平均的な家庭で先月比2,613円増の9,358円が申請されています。

今後の物価の動向が見通せない中、世界秩序が改善されなければ、値上げの状況が長引くのではないかと懸念されます。町では、この諸物価高騰の状況で、町民の暮らしを守るための何らかの対策を考えているかをお聞きします。

まず、新型コロナウイルス感染拡大後、消費需要喚起のため現金給付、商品券発行、持続化給付金などの政策が取られてきました。これにより、町は何とか新型コロナウイルス禍を乗り越えてきたと思われまます。しかし、今またこれまでになく物価が高騰し、町民の生活を直撃しています。

これまでに町が行ってきた、あるいは今後行う予定の物価高騰対策にどのようなものがあるかお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

これまでに町民の生活と事業者の経営を支援する「プレミアム商品券・飲食券発行业業」、それから、中小企業、小規模事業者を支援する「中小企業・小規模事業者支援給付金事業」及び「追加支援給付金事業」、それから農林業経営体の燃料・資材価格の高騰分を支援する「農林業資材等高騰対策支援事業」、非課税世帯を対象とした「原油価格・物価高騰対策助成金支給事業」、保育園・認定こども園を対象とした「教育・保育施設原油価格・物価高騰対策支援金事業」、この六つの事業、予算額のベースで約2億2,800万円の物価高騰対策に係る支援措置を講じてまいりました。

また、今後肥料の価格高騰分を補助する肥料価格高騰対策事業として、約2,400万円を予算措置して実施することといたしております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） ぜひともこういう対策を続けて支援をしていただきたいと思います。

次です。

進学、新入学などで学用品の需要が高くなる時期です。しかし、上述のように様々なものは値上げしており、学校に通う子供を持っている家庭にとっては大きな負担となっていると思われます。町では、新学期で必要とする物品購入の補助をどのように行っているかお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

教育委員会では、要保護及び準要保護世帯の児童生徒に対し、新入学用品費や学用品費等の支援を行っておりますが、今回の物価高騰に対し、全児童生徒を対象とした補助金等の支援計画はございません。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今年度において、いわゆる低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金として、ひとり親及び一定の所得を下回る世帯に対して、児童1人につき5万円を支給いたしました。

また、これまでは子供の医療費や給食費の無償化など、現物給付による子育て世帯への負担軽減策を実施してまいりましたが、これに加えて令和5年度から小学校入学前、中学校入学前、さらには中学校を卒業する締め切りの時期に、その児童を育てる家庭への経済支援策として現金を給付する「みらいかがやく子育て支援金」制度を創設し、子育て世帯の負担を軽減してまいります。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） こういう形での子育て世帯への支援は大事だと思います。

次です。

物価の高騰は生活必需品の値上げ以外に施設利用料の値上げにも及んでいます。生活に欠かせない入浴料の値上げやレジャー施設などの入場料が値上げされてきました。健康な生活を送るためには、こういった施設の利用が制限されることがないことが望ましいと思います。子供を持つ世帯の負担を軽減するため、町営施設の子供の利用料金等の減免等を行う考えはないかお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

ゆうずらんどにつきましては、6歳以上15歳未満の入浴料100円となっており、民間事業者との兼ね合い等から、さらなる減免は考えておりません。屋内温水プールにつきましては、町内の小中学生に限り、土日と夏休み・冬休み期間は無料で開放しております。また、その他の体育施設等についても、町内の小中学校の授業及び体育活動並びにスポーツ少年団が使用する場合は、使用料を減免しております。スキー場につきまし

ては、未就学児の無料や「スキーこどもの日」を設けて、小中学生の無料開放、親子ファミリー割引、「雪マジ19」と称し、19歳の方の平日無料など、幾つかの優待割引を行っております。

コミュニティバス、シャトルバスの運賃につきましては、1回の乗車につき100円、障害者手帳をお持ちの方は50円と、高校生以下の方は無料としていますので、運賃の減免措置というのは考えてはおりません。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） それでは最後の質問です。

外出するとお金がかかる。とって、この時期に自宅にいたとしても、暖房費・電気代が余計にかかってしまう。そして、節約のために暖房を入れずにいて低体温症になってしまう、そういう人も少なくないという報告もあります。コロナ禍による孤立化もそういった低体温症発症の原因となると考えられます。また、先ほど佐々木議員のほうからもありましたが、冬の時期だけではなく、夏には熱中症の増加が同様の理由で懸念されます。このような状況を防ぐために、日中を公共の場で過ごすことができるような取組ができないか提案します。公民館、分館等を整備し、日中に時間が過ごせるようにする考えはありませんか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

公民館は予約により各室利用されている状況にありますし、各分館で使用している集会所などは常駐する方がおらず、経費の面や防犯上の問題から、自由に滞在させるという事は難しいものと考えます。

町の施設では、七戸支所や中央公民館のロビーなどは特に利用の制限を設けておらず、休憩程度であれば自由に利用することが可能です。また、商店街では、インテリアユニオン石源の店舗内にコミュニティスペースを設け、買い物の際の休憩など自由に利用できる場所を設けてありますので、そうした施設を有効に活用していただきたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 特段、新たにそういった施設を確保するという考えはないということをお聞きしました。大手スーパー、大きな書店、そういったところ、恐らくスペースがあると思いますので、そういったところにもぜひとも働きかけていただいて、日中ちょっとそういったところで過ごしてもらえりような、夏暑いときにはそういう涼しいところで、冬寒いときには暖かいところで過ごせるような場所ができればいいなと思いますので、そういう方向へでも協力をいただければと思います。

私の質問はこれで終了します。

○議長（瀬川左一君） これをもって、2番山本泰二君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第3号、3番向中野幸八君は、一問一答方式による一般質問です。

向中野幸八君の発言を許します。。

○3番（向中野幸八君） おはようございます。

早速ではございますが、今回2点ほどお伺いいたします。

一つ目として、野辺地まかどスキー場は、昨年大雨で大規模な土砂崩れが発生し、今季は営業中止としている状況にあります。十和田観光電鉄は再開困難と判断しましたが、町は存続を模索している中にあるようです。まかどスキー場利用客は町内外から訪れ、スポーツと観光振興にも役割を担う施設として親しまれている状況にあります。

そこで、当町スキー場の今季の利用状況はどうだったのか。まかどスキー場の影響等が感じられる要因はなかったのか。また、当町も野辺地町と同じく、当町においてもスポーツ振興の点から現状を分析し、来季に向けての課題あるいは改善、対応等の観点についてお伺いします。

二つ目として、ホワイトバトルについて。

雪不足とコロナ感染症によって中止を余儀なくされている状況にありますが、ここ数年、補助金180万円が計上されているが、来季に向けての開催計画はあるのか。二十数年間続いた大会ではありましたが、降雪量やコロナ感染対策、開催場所、日時、内容等を考えると、別のイベントに移行が必要となるのではないのでしょうかとを感じる面もあります。そこで今後の計画、予定等についてお伺いします。

壇上からは以上とし、あとは質問者席から行います。

令和4年度町営スキー場について伺います。

約3,800万円の圧雪車購入、ゲレンデの一部改修・整備、また、近隣の駐車場の確保等が行われました。また、まかど温泉スキー場が災害によって今季営業中止となっております。各スキー場においては、学校のスキー教室等も行われているところもあります。そこで伺います。

（1）日々、積雪量によって左右されると思うが、今季の当町のゲレンデの利用状況はどうだったのか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 向中野議員の御質問にお答えいたします。

2月20日現在のリフト輸送人員は約9万人となっており、昨年同期比で約75%でございます。売上げ状況は、自衛隊訓練などの団体利用が伸びてはいますが、昨年同期比約95%という状況であります。これは12月下旬の雨により、冬休みの始まりから年末年始を含め、営業できなかったことが大きな要因と考えられております。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 次に、営業終了間近ですが反省点や課題はなかったのか。

（2）来季あるいは今後に向けて、設備等の不具合や問題点はなかったのかお伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

設備につきましては、法令等に基づき適切に点検整備しておりますので、引き続き安全第一で運行してまいります。

今後に向けてということでは、ゲレンデの一部に整備の要望があるということ、それから駐車場の確保、旧ヒュッテの取扱いなど幾つかの課題はありますが、財政面を考慮しながら、また、まかど温泉スキー場の今後の動向、これも注視しながら、いろいろ進めてまいりたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） スキー場はやっぱり事故がなく、安全第一と。それと、青森県、県内のゲレンデは12カ所あります。七戸町営スキー場はその中の一つであります。多目的用途で利用できるよう、ゲレンデ整備やスキー場運営に努めていただきたいと思っております。また、今回は広報しちのへの表紙をウインタースポーツとして掲載されて、楽しい町民のあるいは町外もあったと思っておりますけれども、雰囲気の良いあれで掲載されておりました。

次に、ホワイトバトルについてお伺いします。

長年続いてきていたが、降雪量問題やコロナウイルス感染症対策のために中止を余儀なくされているが、今後の取組に関しては、今が一つの転換時期にあると思っております。第1に開催場所、第2に開催時期、第3に内容等の方向性なども考慮しなければならないと思っております。

例えば、開催場所については、今まで中央公園にて二十数年行われてきましたが、今後は（仮称）七戸総合アリーナ付近、あるいは七戸町営スキー場などの今後の当町において発展性があり、また、気軽に集まれる場所を検討してはと思っておりますが、そこでお尋ねします。

（1）4年間中止が続いている状況にあるが、運営委員会で今後の開催の有無や大会運営についてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

コロナ禍によって3年間、そして、その前の年は暖冬による雪不足と直前の雨で中止といたしました。最後に開催したのが平成31年2月、第25回でありました。このイベントを立ち上げた方々からは、四半世紀続いたのだから、節目とするのも一つではないかという声もいただきました。私もちょうど転換期だというふうには感じておりま

す。

実行委員会では、こういった意見や今の状況等を踏まえて、来年は新しい総合アリーナでインドアホワイトバトル、いわゆる室内でのホワイトバトル、これをやってみようということで準備を進めているということでもあります。外での問題が解消されても新たな課題は出てくると思います。それでも転換期でありますので、職員をはじめ関係団体、事業者、いろいろとトライして盛り上げていきたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 町民、あるいは外からも来ますので、みんなが集う今まで以上に楽しい大会を期待しております。

以上で、質問を終わります。

○議長（瀬川左一君） これをもって、3番向中野幸八君の質問を終わります。

通告第4号、15番の盛田恵津子君は、一問一答方式による一般質問です。

盛田恵津子君の発言を許します。

○15番（盛田恵津子君） それでは、私から一般質問をしたいと思っております。

1番に、高齢者支援について伺います。

町の高齢化率は現在42%であるという数値が出ておりますが、まず私の考えでは5年後には50%になるのではないかと思います。私も74歳になりました。この高齢者の立場になって見えてくるものが多くなりました。そして、身体的にも能力的にも衰えがはっきりと分かり、あちこち故障してまいりました。このたびは現実にぶつかって分かる立場から、高齢者支援について、1、補聴器の補助金助成について。2、高齢者の質の向上の取組について。そして（2）として、町民の地方自治に対する意識改革について伺います。

壇上から以上を述べ、質問席に移らせていただきます。

補聴器についてですが、補助金助成制度については少子高齢化社会ではなくて、もう少子高齢社会でございます。日本はなりましたので、また高齢者は身体的に衰え、耳に関しては聞き直しや聞き逃しによるトラブル、テレビは大音量になっていき、家族にも迷惑をかけているというようなことが相次いでおります。

そこで、聴力障害の程度が重い方や生活困難がある方は身体障害者手帳による補装具支給制度があります。しかし、それにかからない程度の方々、重度ではないが高齢者の補聴器購入に対する助成を行う地方自治体が増えております。今、全国で約80カ所くらいの市町村が助成を行っております。まだ青森県内ではありません。身障手帳が交付されていない方でも医師が必要とした場合、二、三万円程度の助成でございますが、補聴器推進を図っております。財源豊かな東京都は、ほとんどの区が助成制度があり、補聴器の購入を勧めております。集音器などのコマーシャルも大変多くなってまいりました。高齢者がそのマーケットになっているのは事実でございます。それほど需要もあると思っております。集音器はそれなりの効果があるようですが、補聴器は各個人に合わせて調

整されたものであります。今般の予算には無理でしょうが、庁内で検討してみて、増える高齢者への支援をしていただきたいがどのように考えておられますか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 盛田議員の御質問にお答えいたします。

補聴器の補助金助成につきましては、障害者総合支援法による補助制度と軽度中等度難聴児補聴器購入助成制度というのがあります。高齢者を対象とした加齢性難聴者に対する補助制度の創設につきましては、ケアマネージャーからの相談や地域ケア会議等において要望もないことから、現在は考えてはおりませんが、今後、国の施策等の動向や他自治体の情報を収集し、今後判断していきたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 15番議員。

○15番（盛田恵津子） 今後考えてみるということですが、高齢者は聞こえないから社会との関わりがなくなり、孤立したことによる認知症などが進行することがございます。自分も来年は後期高齢者になりますので、身体も記憶も気力も怪しくなってきました。この制度について、町では十分に検討してぜひ実現していただきたいと思っておりますが、町では緊急課題として少子化対策、子育てには大変力を入れております。反面、高齢者が増し、現役世代は大変な思いをしていると思っておりますが、しかしながら、まだまだ高齢者、65歳以上は多く、町を支えている面もあります。同じ年の町長、ぜひとも補聴器支援制度について前向きに進めていただきたいと思っております。補聴器の助成については国の方向を見定めながら考えていきたいということですので、これから50%になる七戸町の高齢社会について、高齢者への支援制度を少しやっていたらいいと思っております。

次に同じようなものですが、高齢者の生活の質の向上の取組について伺います。

町では介護予防のための事業を展開しておりますが、それに通われている方々はとても元気で、歌ったり、ゲームしたり、手芸など指導の下、楽しく過ごされております。

聞けば、予防教室がないときは本当にこたつに入りっぱなしで一日誰とも話さないとか、冬場もありますがやむを得ないところもありますが、高齢者の暮らしぶりがよく分かります。介護事業の取組、予防教室などは現状はいかがでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

介護保険制度では、高齢者を対象とした、げんき楽しみ会やいきがい活動、そしてはつらつクラブなど、各種教室を通して地域で生活できるような居場所づくりや参加者同士の横のつながりの支援を行っております。また、夏場には認知症カフェを開催し、高齢者の方のみならず、地域住民が気軽に集える交流の場を提供し、地域とのつながりを支援しております。

○議長（瀬川左一君） 15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 町の政策として予防教室、元気とか、はつらつクラブなん

かもやっております、大変活発に活動しております。

ここで私が問題といたしますのは、外出しない、社会との関わりを持たない人たちのことでございます。先ほどの佐々木議員の高齢者の同様な質問になりますが、外出しない、閉じこもりがちの生活をしている高齢者が多数ございます。その方々をどのように把握し、介護サービスの理解を深めるには声かけが大事だと思いますが、それをどのように把握しているのか。それから老人世帯、先ほどは、独り暮らしのお年寄りが801人いるというふうにおっしゃっていましたが、老人世帯、おじいさん、おばあさんだけの世帯も結構多くありますが、それは妻側の負担が大変大きくなっており、奥さんのほうが疲弊している状態でございます。老老介護をし、共倒れになります。この方々に訪問など声かけをしているのか、また民生委員や保健協力員などでこのようなことを状況把握しているのかどうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

あまり交流持たない高齢者をどのように把握して呼びかけをしているかということのようです。地域包括支援センターでは、地区の民生委員に地域包括支援センター相談協力員なるものを委嘱し、担当地区の高齢者の見守り等を行っていただいております。見守り等を続ける中で気になる高齢者等を確認した場合は、職員が高齢者宅を訪問するとともに生活実態等を把握し、適切なサービスが利用できるよう支援しております。

○議長（瀬川左一君） 15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 訪問していろいろと状況を見て、それなりのことを教えて指導しているとは思いますが。QOL、クオリティー・オブ・ライフ、お年寄りの質の向上なのですが、クオリティー・オブ・ライフというのは一人一人の人生の内容や性格の質、どれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出すかという概念でございます。その人らしい満足いく生活の実現を目的として、治療、援助を目指します。一人一人にはそれなりの価値観がございます。QOLの向上を目指すには、思いを聴取し、つまりその人、お年寄りの情報収集をしてどのようなことが求められているか、これらをしっかりと知る必要があります。ぜひとも民生委員やほのぼのさんの活躍は十分わかりますが、今後増えるであろう我が町の状況を見定めて、お年寄りに優しく、そして安心な七戸町だと言われるようになっていただきたいと思っております。これは答弁は要りません。

次に、町民の地方自治に対する意識改革について伺います。

私は女性議員として20年、たった一人でございましたが、議員としての経験を積ませていただきました。世界経済フォーラムが公表している男女格差報告、ジェンダーギャップ指数、これは日本は大変低位でございます。2022年、去年は146か国のうち116位、全て経済、社会といろいろあって、そのうちの政治の分野においては何と139位でございます。日本はどうして女性がなかなか政治の面に入っていくこと

ができないのだろうかなどいつも思いますが、2018年には選挙の候補者数は男女均等になることを目指す政治分野の男女共同参画推進法が施行されましたが、効果は見えておりません。まだまだ政治は男性のものという根強い偏見があるのでしょうか。特に地方においては、女性が表に出るのを否定的な考えがまだまだあります。

さて、男女共同参画社会基本法、1999年に施行されました。男女が対等な社会の構成員として各分野への参加機会が確保され、政治的、経済的、社会的、文化的な利益と責任をともに担う社会を目指すことを規定した法律であります。町でもそのことを踏まえ、行政職や委員など積極的に取組、町民に模範となるよう努力しておりますが、

(1)として、町の職員とか委員の男女の割合とか人数など、分かりましたら教えてください。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

当町の職員は男性103名、女性47名の計150名となっており、割合は男性が69%、女性が31%となっております。

次に、各委員の割合については、地方自治法180条の5に該当する教育委員や農業委員などの委員会は5委員会設置しており、委員の総数28人中、男性25名、女性3名で割合は男性が89%、女性が11%、それから地方自治法第202条の3に該当する民生委員や社会教育委員などの審議会につきましては、16団体183名中、男性111名、女性72名でその割合は男性が61%、女性が39%となっております。

○議長（瀬川左一君） 15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 大変な数字でございます。私が20年前議員になった頃は、女性の委員は一人か二人でございました。それから比べれば、はるかに進歩したのではないかなと思っております。がしかし、まだまだ偏りがございます。努力しているのは重々分かりますが、これからはいろいろな場面において男性、女性の意見も聞く機会を設けていただきたいと思います。

特に、介護のほうとかそういうのは女性が主でございますが、やっぱり男性の意見も必要です。また、選管のほうは男性ばかりで女性が入っていないかと思いますが、そこも大事な委員会でございますので、女性もぜひ入れるよう努力していただきたいと思います。一人でも二人でも少しずつですが、やっぱり男女が入って同じ立場で、しかし目線が違う、そして意見を交換するということが大事かと思っております。

次に、この意識改革に対する取組でございますが、どのようにしているのか。七戸町の男女共同参画基本計画がございます。これは第1次が平成21年から25年、第2次が平成26年から35年、これは第2次のものでございますが、それから比べますと第3次の基本計画の策定が必要かと思っております。この取組について伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町では、第2次七戸町男女共同参画基本計画に基づき、農林分野では家族経営協定の推進、商工分野では社長系女子推進委員会や七戸起業ガールズマーケットへの支援のほか、七戸町食生活改善推進員による男の料理教室など様々な分野において、男女共同参画事業を実施してまいりました。しかし、女性の地方自治への参画に対する意識啓発等については、まだ十分とは言えない状況にあると思います。

これを踏まえ、令和5年度では町民の意識調査等を行いながら、第3次七戸町男女共同参画基本計画を策定いたします。また、上十三・十和田湖広域定住自立圏の新規連携事業として男女共同参画社会の形成に向けてセミナー等を開催し、普及啓発活動を行うこととしております。地方自治に対する意識改革はもとより、SDGsに掲げるジェンダー平等の実現に向け、全ての方が性差に苦しめられない地域社会の構築に努めてまいります。

○議長（瀬川左一君） 15番議員。

○15番（盛田恵津子君） ただいまの答弁を聞きまして、令和5年には第3次の基本計画を策定する予定だと、第2次から比べましてまたいろいろと変わってまいりましたので、ぜひとも急いでやっていただきたい。そして、それを町民に知らしめていただきたいと思います。

次に、男女共同参画について推進する教育学習の取組について伺います。

小中学校の教育現場で、これからの社会について学んでいると思われませんが、これは2番目の山本議員と重なってはいるかと思いますが、今ではみんなが違っていいという社会、ダイバーシティ、多様性が求められるようになってまいりました。

私、昭和の人間はその変遷ぶりに驚き、そして受け入れなければならないと考えております。また、小中学校で教えられたことは身につき、大人になっても十分理解すると思います。小さいうちから性差別のない協働社会、多様性社会を学ぶことにより、これからの成長が楽しみでございます。

教育長に伺います。その取組についていかがでございますか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 盛田議員の御質問にお答えいたします。

学校における取組については、小学校低学年では主に道徳の授業で、お互いに協力し合うこと、分け隔てなく考えていくこと。高学年では、社会科で政治に関する分野において男女格差について学ぶなど、男女平等に関し学習しております。

また、中学校においては、道徳の授業の中で異性への理解を深め、互いの幸せを考えることや社会科の公民や歴史の授業を通じて、男女の人権を学ぶなど男女平等に関連した学習をしております。現状では、児童生徒の発達段階に応じて道徳の授業及び特別活動や総合的な学習の時間を通じ、男女の人権尊重と男女平等についての必要な知識、理解へつながるよう取り組んでおります。

○議長（瀬川左一君） 15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 学校での取組がなかなか小学生や中学生を持っていない家庭ではうかがい知ることができませんが、ただいまの教育長のお話では、それなりの学校で教育をしているということでございます。とても結構なことだと思います。

なぜ小中学校での教育が必要かといいますと、約35年くらい前でしょうか、ゆとり教育が始まりました。教員経験のある方は分かっていると思いますが、そのときに週休二日制が始まり、そしてゆとり教育、そして男女共同参画社会が始まるということで教育してまいりましたけれども、そのときの子供たち、今大体30代、35歳から40歳ぐらいまでの方々でしょうか、小学校のときに週休二日制になって大きく変わりました。それからその子たちが今現在親になって子供を育てており、家事も平等に、自分たちも家事もやるし育児もやるというのがすんなりと受け入れられております。それ以前の方々は少し抵抗があったかもしれませんが、今の30歳代の方々は何も抵抗なく家庭は奥さんと自分たち二人でちゃんと子育てを協力し合いながら家庭をつくっていくということをすんなり受け入れられているようになっております。

このように、そのときの教育が今こういうふうに自分たちが社会生活を営む上での大きな基礎になってきております。我々昭和の世代には全く考えられなかった状況が今見えております。今、小中学校でこのダイバーシティや男女共同参画社会を学んだ子供たちが、将来大きくなったときには、きっと十分な力を発揮してくれると思っております。

町長、教育長の答弁を伺い、これからの町政に希望を持ちました。私は4月に議員を引退しますが、一町民の目線でこれからもしっかりと町政を注視してまいりたいと思えます。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬川左一君） これをもって、15番盛田恵津子君の質問を終わります。

ここで、まだ若干お昼には早いのですが、午後1時まで昼休みといたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第5号、7番唘清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

唘清悦君の発言を許します。

○7番（唘 清悦君） 今定例会最後の一般質問となります。議長の計らいで十分充電することができましたので、パワー全開でいきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

昨年2月24日にロシアがウクライナへ軍事侵攻したときは、肥料価格の高騰という形で日本の農業に影響が出てくるとは予想もしていませんでした。肥料の原料を輸入できないとか、中国に買い負けているなどの報道もあり、注文しても注文どおりに肥料が入手できない可能性があるかと不安に感じたこともありました。高いとはいえ、春からの作付けに必要な肥料を入手できるだけでもありがたいことだと感じています。

また、防衛力強化の議論は盛んに行われているのに対して、食料の安全保障については議論されているのかさえ全く伝わってきません。日本とアメリカの貿易摩擦を解消するために、日本においては常に農業が犠牲になってきたという印象を持っており、食糧自給率37%という数字は何よりもそのことを示していると思います。

私が就農してから早30年、30年も農業に従事しながら、農業者の集まりで種子法が話題になったことは一度もありません。また、これまでの国政選挙で、種子法廃止を公約に掲げたり、農業者の所得向上のためにも種子法は廃止すべきだと演説で語った候補者は、ただの一人も記憶にありません。

国民及び国会議員からも求められていない法案が出てきた経緯に疑問を感じ、調べたところ、TPPに関連する規制改革推進会議の農業ワーキンググループが、平成28年10月6日に提出した文書に「国が守ってきた種子を民間に開放しろ」という趣旨の内容が記載されていることが分かりました。

また、平成29年11月1日に農林水産省がホームページで、「海外における品種登録の推進について」というタイトルで、イチゴの「紅ほっぺ」やブドウの「シャインマスカット」が中国で栽培されアジア市場に輸出されている問題について、次のように述べています。非常に重要な内容なので、丁寧に読み上げます。

「この事態の対策としては、種苗などの国外への持ち出しを物理的に持ち出すことを防止することが困難である以上、海外において品種登録（育成者権の取得）を行うことが唯一の対策となっております。」

ところが種子法改正では、登録品種の自家増殖を禁止することでそれを防げるという説明にすり替わっています。平成29年8月1日に施行された農業競争力支援強化法第8条4項に、都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を推進することと記載されていますが、その民間事業者に外国資本も含まれるとのことなので、種子法廃止と種苗法改正を求めてきたのがどのような人たちであり、何を狙っているのかが見えてきました。

一つ目の質問の農業振興については、種子法廃止と種苗法改正が当町の農業にどのような影響を及ぼすのか確認しておく必要があると思ったことから、それぞれの影響について質問します。また、化成肥料の価格が高騰している状況下で、化成肥料をあまり、あるいは全く使用しない農法がこれまでよりも注目されていように感じていることから、有機農業の推進についても質問します。

二つ目の質問の高齢者の入浴サービスについては、現在利用している町民から、今後どうなるのかということを知りたいので、それについて質問します。

三つ目の空き家対策については、空き家になる前から対策を打っておかなければならないのではないかと考えるようになったことから、今回質問いたします。

ここからは質問者席に移動して質問いたします。

それでは、質問1の農業振興についての（1）の質問に入ります。

平成30年4月1日に主要農作物種子法いわゆる種子法が廃止されました。種子法に基づいて米、麦、大豆などの品種改良と種子供給を行ってきた各都道府県は、その根拠を失ったことで事業の継続に強い懸念を表明しました。

そして、種子法と同じ内容の条例制定でそれらを安定的に継続しようとする動きが全国に広がりましたが、本県はまだ制定されていません。そこで先月、県の農産園芸課に電話で問い合わせしました。種子条例は制定していないが、平成30年3月28日に制定した青森県主要農作物種子基本要綱に従って、従来どおり実施できているとの回答は得ましたが、条例を制定して対応するものと要綱で対応するものとの違いは何かとの問いへの回答は得ることができませんでした。

現在31道県で種子条例が制定されているようですが、県としても最も上位に位置する条例を県民の代表である県議会の承認を得て制定したとなれば、非常に重要なこととして扱ったという意思を感じることができ安心できますが、基本要綱で十分という認識からは、条例を制定するほど重要ではないと思っているという意識を感じます。

攻めの農業で5期20年知事を務め、農業振興に関してはどの知事よりも頑張ったと思われる三村知事が、ほかから後れをとるところかまだ条例を制定しないということがどうにも腑に落ちません。今年6月には知事選があるので、種子条例の制定について各立候補者がどのような発言をするのか注目していきたいとは思っていますが、条例制定を望む県民がいることを伝えるためにも県への要請活動を進めたいと考えています。その取組の中で、小又町長を通じて青森県町村会からも知事に要請してもらえたら早期に実現するのではないかというある方の意見に、なるほどと感心したことから、今回の一般質問でその意見を町長に伝えた上で、町長の考えを伺うことにしました。

そこで伺います。町長は青森県町村会において、同会としても県知事に種子条例の制定を要請することを提案してみる考えはないでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） それでは、町議員の御質問にお答えいたします。

県は種子法廃止後もこれまでの生産供給体制を維持していくため、青森県主要農作物種子基本要綱を平成30年4月に施行しております。具体的には、種子法施行時と同様に産業技術センターが種子の素となる原原種や原種の生産を行うとともに、県が種子として品質、能力を確保するための圃場検査や生産物検査を実施する仕組みを整えており、生産に使用する種子については滞りなく供給が行われています。

町としても今後も基本要綱に基づき、主要農作物の優良種子の生産供給体制をしっかりと維持してもらいたいと思っております。

そして、最後に御質問いただきました青森県町村会を通じて、その県に対しての条例制定ということですが、農林部会というのがありまして、そちらのほうでそういった条例の制定という要望をいたします。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） 県町村会のほうを通じて要望したいという、非常にありがたい回答をいただきました。

一昨日の新聞記事で、6月の県知事選に関する県民の意識調査の結果が紹介されてきました。非常に関心が高くなっているようで、必ず投票に行くとの回答が9割を超えていて、業種別では農業者が最も高かったようです。私も県知事選に誰よりも関心が高い農業者の一人ですが、農業者の不安を取り除き、将来に期待が持てる政策を打ち出すような人であり、種子条例に関しては、農業者から要請される前に制定されるような人に知事になってもらいたいと思っています。

次に（2）の質問に移ります。

令和3年4月1日に種苗法が改正され、農業者は育成権者の許諾なしには種苗を自家増殖することができなくなりました。当町の特産であるナガイモやニンニクの種子はほとんどの生産者が自家増殖を行っており、種苗法改正がそれらの生産にも何かしらの影響が及ぶのではないかと気になっています。種苗法改正がナガイモとニンニクの種の自家増殖に影響を及ぼすのかどうか伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

令和3年4月1日にいわゆる種苗法が改正され、登録品種の自家増殖が育成者の許諾が必要ということになりました。これは育成者権を守り、種苗の海外流出を止めることを目的として改正されたものであります。現在、町内で主力品種で登録されているものは、ニンニクの「白玉王」それから、ナガイモでいえば「ネバリスター」などがありますが、問題なく許諾されており栽培に影響はないものと考えております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） ナガイモとニンニクの種の自家増殖には今のところ影響がないことが分かり、一安心しました。しかし、外国の事例を調べてみて油断はできないと思いました。

在来種を栽培していた農家が、自社の遺伝子組み替え作物を許可なく栽培しているとして、M社から提訴された事件がありました。それは調査によってM社の遺伝子組み換え作物の花粉が風に乗って、在来種と交雑したことが原因で起こったということが分かったそうですが、裁判では敗訴となり、類似の事例で訴訟された例は世界で500件以上に上るとのことです。

日本でも何らかの登録品種が在来種と交雑し、登録品種に形状や特質が似た場合、訴訟を起こされる可能性があるかと懸念されています。在来種と登録品種との区別が難しいとの指摘に対して、農水省は、遺伝子解析はできないので、人的能力だけで見分けると述べていますが、在来種と登録品種との区別は曖昧かつ非現実であることを示したに過ぎないと言われています。今必要なのは、在来種を守る法律であり、在来種保護法の議員立法を目指している国会議員の取組に期待しています。

私は公金によって育成されてきた種苗とその生産に関する知見は、日本国民の重要な知的財産であり、外国資本の民間事業者に提供すべきではないと思っています。また、在来種保護法の制定を待たずとも、県が在来種を保護する条例を制定することは、地方分権一括法の観点活性化も可能ではないかと思っていますが、これについて町長はどのように考えるか伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 通告外ということでありまして、ちょっと回答の準備しておりませんが、在来種保護法の制定、これを待たずとも県が在来種を保護する条例を制定することは、その地方分権一括法、その観点からは可能ではないかというふうに思っていますけれども、私ももちろんそのとおりだと思っています。ここらあたりもう少し、実はこっちも調査不足でありますのでしっかり調査をして、今回は間に合いませんけれども、次回に生かしたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） 私もこれからどうなるかというのを注意して見ていかなければならないという点で、今、取り上げた状況です。

当町の特産品の一つであるトマトに関してですが、町内では主に株式会社サカタの種の登録品種の「りんか409」とタキイ種苗の登録品種の「桃太郎」を毎年苗で購入して栽培しており、種苗法改正で影響はないようですが、全世界の種子企業と売上高を比較した場合、両者とも旧モンサント社と合併したバイエル社の20分の1しかありません。それだけ体力差がある中で、日本国内の種苗の生産に関する知見を外国の種子企業に提供すれば、両者が飲み込まれるのは時間の問題だと指摘する人もいますが、そのようなことにならないことを願っています。

次に（3）の質問に移ります。

肥料価格が高騰したことによって、堆肥の活用を検討している農家が増えているような気がします。また、私も意識的に有機農業や土づくりのための微生物に関する情報を集めている中で、無農薬・無肥料で健康な野菜を栽培している農法を紹介する情報を入手しました。加湿に弱い好気性菌で分解力の強い糸状菌を活用した農法で、その菌に集まってくる微生物が空気中の窒素を取り込んで糸状菌とつながった作物の根に養分を送り、作物と菌の共存する環境をつくるという農法です。詳しく知りたい方は、微生物を示す菌のほうの文字で「菌ちゃん農法」と入力して検索してみてください。

また、有機栽培に挑戦しても収量が減少し、それを補うだけの価格で販売できないという壁を打破できず、有機農業を断念する事例も多かったようですが、学校給食には安全な食材を使ってほしいという保護者の要望と、有機栽培を行う農家を支援するために有機栽培の農産物を学校給食の食材として、持続可能な価格で購入するということに取り組む自治体が増えているようです。有機農業を一層推進する良い機会ではないかと思っていますが、町長はどのように考えているか伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

第2次七戸町長期総合計画では、環境保全型農業への取組を進め、安心・安全な農産物の生産技術の確立、これを目指しております。

また、国では緑の食料システム戦略で耕地面積に占める有機農業の割合を25%、100万ヘクタールに拡大する目標を掲げております。今年度、有機農業推進のため、七戸町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の変更を行い、環境保全型農業直接支払い交付金要綱を制定し、有機農業への支援体制を整えております。

また、学校給食への有機農産物の利用ですが、減農薬栽培として七戸産のみよこ米が使用されているほか、有機栽培ではありませんが、七戸産の大豆が豆腐に使われています。学校給食には、地元の安心・安全な農産物の使用が増えるよう、今後も支援をしていきたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） 有機農業の推進に関する法律での有機農業の定義は、1点目は化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない。2点目は遺伝子組み換え技術を利用しない。3点目は農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減するとなっております。遺伝子組み換え作物だけではなく、ゲノム編集による新品種が今後ますます増えることが予想されますが、そうなった場合に有機農業は有機農業推進法によって守られるのではないかと考えています。

次に質問2、高齢者の入浴サービスについて伺います。

（1）の質問です。

入浴サービスを利用している高齢者を対象に、今年になってからアンケート調査を行ったようですが、天間林地区の利用者から、天間林老人福祉センターは使えなくなるのか。今度からバスで七戸地区にあるゆうずらんどまで行かなければならないのかと聞かれました。私自身、この件についての認識が不十分で、現状がどのようになっているのか、また、将来はどのようになるのか即答できなかつたので、一般質問でしっかりと確認したいと思いました。

まず初めに、両地区の入浴施設の年間の維持管理費と利用状況について伺います。また、利用者の満足度はどうであるか。そして、何か要望等は出ているか伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 令和3年度の状況ですが、天間林老人福祉センターの維持管理費は年約1,400万円、利用者数は約9,800人となっております。ゆうずらんどの維持管理費は年約1,100万円、利用者数は1万6,800人となっております。

そして、利用者からの苦情などそういったものは特にありませんが、コミュニティバスの利便性と営業時間の延長が主な要望となっております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） 現状については概要は分かりました。また、不満がなく使われているというふうな認識を持ちました。

（2）の質問に移ります。

建物は補修によって長寿命化を図ってみても、いつかは寿命を迎え、使用中止、そして解体の判断をしなければならなくなります。行政サービスを途切れることなく継続していくには、そうなる前に建て替えを計画するか、そうでなければ別な方法を考えなくてはなりません。両施設の老朽化を考えると、アンケート結果を参考にしながら方向性を決めていくべき時期にあるのではないかと思っています。

そこで、老朽化により両施設が使用困難になった際の高齢者の入浴サービスの在り方に関して、町長はどのように考えているのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町の二つの温泉施設が使用困難になった場合と、一気にその二つが駄目になったと、仮にそういった場合は、高齢者の入浴サービス、これは低下させることは避けなければなりません。民間事業者の施設、その施設を利用することは、サービス低下を防ぐ有効な一つの選択肢であると考えています。その場合、いろいろな課題を解決しなければならないと思いますので、民間事業者や利用者と十分協議をし、サービスが低下しないよう努めてまいりたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） 両施設を合わせた年間の維持管理費2,500万円を両施設を合わせた年間の利用者数2万6,600人で割ると、一人1回当たり940円のコストとなります。幸い当町には両地区に民間の温泉施設が三つずつあります。人口が減少し、燃料価格が高騰した状況下で、民間事業者の経営支援と利用者の満足度向上を考えた場合、町所有の入浴施設は建て替えることはせず、それによって削減できた予算を民間の温泉施設を利用する場合に、例えば、一律200円程度補助する事業の財源に回す方法もあると思っています。いつも同じ施設しか利用していなかった利用者が、今度からは町内の温泉施設を巡る楽しみも増え、その温泉に行くまでのバスに乗っている時間が長くなっても、バス遠足気分で行けるのではないかと思っています。民間事業者ですから、利用者を増やし売上げを増やしたいと思えば、おのずとサービスも良くなると思いますので、その点は心配する必要はないと思います。当然民間事業者の合意が前提ではありますが、私はそのように考えています。

次に、3の空き家対策についての質問に入ります。

空き家及び危険家屋の増加が全国的な問題となっています。空き家対策は、所有者が健在なうちに財産の処分について、本人が決めておくことができるように支援することも必要だと思いますが、どのように考えているか伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

空き家等財産の処分については、所有者による対応が原則とされております。そのため、空き家等が倒壊した際に、他者に損害を与える危険性やその場合に所有者が損害賠償請求を受ける可能性があるなどのリスクについて、いわゆる広報紙やホームページを活用し、広報活動を行ってまいりたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） 町の情報提供や啓発活動によって、町民が家屋の解体を決意した場合、自分で解体できない人は業者に委託することを考えると思います。その際に、町のホームページでおおよそその単価や解体を依頼できる業者の連絡先を一覧表から分かるようにしておくと、大変便利だと思います。

また、利用していない家屋の解体は急ぐ作業でもないことから、業者が本業の仕事が少なくなったときの仕事として確保しておくことができるので、双方にとってもメリットがあると思います。町のホームページでそのような情報提供を行う考えがあるか伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

空き家とその解体・除却を考えている所有者のために、町内で解体を行える業者の一覧や解体費用などについて、ホームページで情報提供ができるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） ほかの議員方からも意見がありましたが、冬になると特にその家までの道が除雪されていないとかで、本当に空き家が夏場よりよく分かるという意見がありました。私の提案した内容が、多少なりともそういった問題の解決につながればいいなと思っております。

今回の一般質問でも私がまた最後となりましたけれども、理由は簡単で、通告書の提出が一番遅かったということです。議員になって3期12年、毎回そのような状況でぎりぎりになって、しかも質問の量が多く、回答を準備する職員の皆さんにも大変負担をかけてきたなと思っております。私はただ提案するだけでしたけれども、天間林中学校の建設や道の駅の改修工事、それからメールの一斉送信は、くじけず3回提案したら今はもうLINEで一斉に送信できる状況ということで、町を発展させるのには、ほとんど町長はじめ職員が毎日の仕事の積み重ねて形にしてきたものだと思っております。12年間のお礼をまとめてここで申し上げて、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（瀬川左一君） これをもって、7番听清悦君の質問を終わります。

以上をもって、本日の一般質問を終結いたします。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月9日の本会議は、午前10時から再開します。

本席から告知します。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時31分